

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

宮古島市まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

沖縄県宮古島市

3 地域再生計画の区域

沖縄県宮古島市の全域

4 地域再生計画の目標

宮古島市の人口は1955（昭和30）年の72,096人から減少傾向にあり、国勢調査によると2015（平成27）年は51,186人となっています。2020（令和2）年現在は52,931人となっており増加傾向にありますが、国立社会保障・人口問題研究所によると、2060（令和42）年には、35,376人になると推計されています。

年齢3区分別の人口動態をみると、年少人口は1960（昭和35）年の30,997人をピークに減少し、2020（令和2）年には8,402人となる一方、老年人口は1960（昭和35）年の3,763人から2020（令和2）年には14,079人と増加の一途をたどっており、少子高齢化がさらに進むことが想定されています。また、生産年齢人口も1955（昭和30）年の39,129人をピークに減少傾向にあり、2020（令和2）年には29,513人となっています。

自然動態をみると、2008（平成20）年までは出生数が死亡数を上回る自然増の状態が続いていたが、近年では、死亡数が出生数を上回る自然減の傾向になっており、2020（令和2）年は▲176人の自然減となっています。また、合計特殊出生率をみても、2018（平成30）年には2.12と県平均値を上回っていますが、今後も人口の減少幅を抑制する必要があります。

社会動態をみると、これまでは転出数が転入数を上回る社会減の状態が続いていたが、近年は社会増に転じており、2020（令和2）年は319人の社会増となっています。

人口減少は、経済成長にマイナスの影響を与えると同時に、急速な少子高齢化の進行など社会経済構造の大きな変化と相まって、就業者数の減少、主要産業の生産性の停滞、社会保障費等の増大、生活関連サービスの縮小、行政サービスの低下など、将来の市民生活や産業活動に様々な影響を及ぼすものと考えられます。そのため、人口減少に伴う課題に対応するために、今後、宮古島市が目指すべき方向性を示すことを目的として「第 2 期宮古島市人口ビジョン」を策定します。宮古島市の人口は、近年、微増の傾向にありますが、少子高齢化の進展により、今後、減少すると推計されています。そのような中で、人口の減少及び構成変化に係わる影響を最小限に食い止め、地域の活力と成長力を確保・高めるべく、「第 2 期宮古島市人口ビジョン」の将来展望では、2060（令和 42）年には約 55,000 人を目指すことと位置づけています。そのため、宮古島市における様々な地域資源を活用しながら、「今後も住み続けたい、これからも住んでみたい」と思える島づくりに取り組むことで、将来展望の実現を目指します。また、取り組みにあたっては、「SDGs（持続可能な開発目標）」の考え方を取り入れた、持続可能な島の発展の実現を目指します。

これらの課題解決に向けて、以下の事項を本計画における基本目標として掲げ、取り組みを進めていきます。

- 基本目標 1 やりがいのあるしごとをつくり安心して働けるようにする
- 基本目標 2 多彩な交流によりひとを呼び込む
- 基本目標 3 結婚・妊娠・出産・子育ての希望を実現し、安心して子育てが出来る環境を整備する
- 基本目標 4 健康で安全・安心に暮らせる持続可能な島をつくる
- 基本目標 5 持続可能な地方創生を推進する取組

【数値目標】

| 5-2の ①に掲げ る事業 | K P I | 現状値 (計画開始時点) | 目標値 (R6年度) | 達成に寄与 する地方版 総合戦略の 基本目標 |
|---------------------|------------------------------------|--|-----------------------------------|---------------------------------|
| ア | 就業者数 | 23,297 人 | 24,125 人 | 基本目標 1 |
| | 正規雇用者数の割合 | 40.9% | 45.9% | |
| | 市町村民所得（県比率） | 2,244千円 (0.94) | 2,263 千円 (0.99) | |
| イ | 入域観光客数 | 360,000 人 | 1,339,000人 | 基本目標 2 |
| | 観光収入 (住民一人あたりの観光収入額) | 29,400 百万円 (541 千円/人) | 68,432 百万円 (1,263 千円/ 人) | |
| | 社会増 | 133 人 (H25-H31平均) | 135 人 (計画期間中 平均) | |
| ウ | 合計特殊出生率 | 2.12 | 2.36 | 基本目標 3 |
| | 「子育てしやすい」と感じる市民（市民アンケートによる 5 段階評価） | 3.27 | 3.50 | |
| エ | 平均寿命（歳、位） | 男 79.9 歳 (35 位) 女 87.0 歳 (36 位) | 男80.3歳 女87.4歳 (共に20位 以内) | 基本目標 4 |
| | メタボ該当率 | 男 43.9% 女 16.9% | 男 33.2% 女 7.8% | |
| | 健康寿命 | 男 77.97 歳 女 83.29 歳 | 男女とも 1 歳延伸 | |
| | 「住みやすい」と感じる | 3.51 | 3.65 | |

| | | | | |
|---|-----------------------|------|-------|--------|
| | 市民（市民アンケートによる 5 段階評価） | | | |
| オ | エネルギー自給率 | 2.9% | 10.9% | 基本目標 5 |

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2 のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

宮古島市まち・ひと・しごと創生推進事業

- ア やりがいのあるしごとをつくり安心して働けるようにする事業
- イ 多彩な交流によりひとを呼び込む事業
- ウ 結婚・妊娠・出産・子育ての希望を実現し、安心して子育てが出来る環境を整備する事業
- エ 健康で安全・安心に暮らせる持続可能な島をつくる事業
- オ 持続可能な地方創生を推進する事業

② 事業の内容

- ア やりがいのあるしごとをつくり安心して働けるようにする事業

産業の振興や新たな雇用の場を創出することで、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環の確立を目指します。リーディング産業である観光産業や農林水産業のさらなる振興により、安心して働くことができ、魅力ある雇用の場を創出するとともに、産業を支えていく人材の育成・確保に向けた取り組みを進めます。

- (1) 地域の特色・強みを活かした産業の振興
- (2) 稼げる農林水産業の振興
- (3) 地域企業等との連携による多彩な人材の受入・育成

<具体的な事業>

- ・超高速ブロードバンド環境整備促進事業
- ・ふるさとテレワーク推進事業
- ・天然ガス資源利活用推進事業
- ・公設市場事業
- ・物産振興事業
- ・知的財産活用推進事業
- ・実践型地域雇用創造事業
- ・与那覇湾環境総合整備事業
- ・平良港総合物流センター整備事業
- ・農地中間管理事業
- ・人、農地プラン事業
- ・県農業生産経営対策事業（担い手総合支援）
- ・新規就農一貫支援事業
- ・6次産業化プロジェクト推進事業
- ・園芸施設設置事業
- ・拠点産地自走支援事業
- ・園芸作物生産振興対策事業
- ・農業次世代人材投資事業
- ・農業振興地域整備促進事業
- ・農業基盤整備促進事業
- ・優良繁殖雌牛奨励補助金
- ・生鮮水産物流通条件不利性解消事業
- ・海業支援センター整備事業
- ・離島漁業再生支援交付金事業
- ・水産振興補助事業
- ・自立支援給付事業

など

イ 多彩な交流によりひとを呼び込む事業

地域資源を掘り起し、市の魅力を高め、その魅力を市内外に発信するこ

とで、市外から人を呼び込みます。子どもから大人までの市民誰もが宮古島市の良さを認識し、誇りと愛着を育み市民の活力を促進します。

- (1) スポーツアイランド・エコアイランドなど地域イメージを活用した交流人口の拡大
- (2) 持続可能な観光地としての整備
- (3) 若者の定住促進と UI ターン的环境整備
- (4) 関係人口の創出・拡大

<具体的な事業>

- ・ふるさと納税事業
- ・宮古郷友会補助事業
- ・民泊受入の推進
- ・クルーズ船観光受入体制強化事業
- ・誘客促進事業
- ・観光危機管理計画策定事業
- ・MICE・イベント誘致
- ・文化交流の推進
- ・スポーツイベント開催、スポーツコンベンション誘致
- ・宮古島市 neo 歴史文化ロード整備事業
- ・伊良部地区屋外運動場整備事業
- ・下崎船だまり整備事業
- ・活力ある地域づくり支援事業
- ・国際サシバサミット実施事業
- ・板倉区児童交流事業
- ・白川町海山交流事業
- ・台湾国際交流事業

など

ウ 結婚・妊娠・出産・子育ての希望を実現し、安心して子育てが出来る環境を整備する事業

子どもを産み、育てたい人の希望出生率をかなえるべく、結婚・妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援を行うとともに、安心して産み

育てる環境づくりを行います。また、子ども達が健全な社会人として成長するため、一人ひとりに寄り添い個々の力を伸ばす教育環境を整えます。

(1) 結婚・妊娠・出産から子育てまでのライフステージに即した切れ目のない支援

(2) 子どもたちの生きる力を育み、豊かな人材の育成

(3) 仕事と子育ての両立による女性活躍の推進

<具体的な事業>

- ・ 高等教育機関の誘致に向けた取組
- ・ 男女共同参画推進事業
- ・ 就労支援事業
- ・ 不妊治療渡航費助成金
- ・ 産婦人科医医療施設整備助成事業
- ・ 子育て世代包括支援センター運営事業
- ・ 妊産婦健康診査事業
- ・ 産後ケア事業
- ・ 母子及び父子家庭等医療費助成事業
- ・ こども医療費助成事業
- ・ 多子世帯負担軽減事業
- ・ 宮古島市出産祝金交付事業
- ・ 子育て等に関する利用者支援事業
- ・ 地域子育て支援拠点事業
- ・ 一時預かり事業
- ・ ファミリー・サポート・センター事業
- ・ 病児・病後時保育事業
- ・ 子育て短期支援事業
- ・ 保育士確保対策事業
- ・ 保育士就労渡航費等補助事業
- ・ 保育対策総合支援事業
- ・ 放課後児童健全育成事業

- ・市立幼稚園預かり保育事業
 - ・子育てのための施設等利用給付事業
 - ・児童手当事業
 - ・児童扶養手当
 - ・保育士宿舎借り上げ支援事業
 - ・公営住宅整備事業
 - ・学力向上対策事業
 - ・特色ある教育課程の整備事業（小中一貫校）
 - ・選手派遣費支援事業
 - ・次世代教育 ICT 整備事業
 - ・人材育成特別推進事業（魅力ある学校づくり推進事業）
 - ・特別支援教育支援員配置事業
 - ・課題を抱える児童生徒の支援事業
 - ・学校給食助成事業
 - ・学校教育支援事業
 - ・放課後子ども教育事業
- など

エ 健康で安全・安心に暮らせる持続可能な島をつくる事業

日常の市民生活の安全と利便性を確保するとともに、地域、福祉、医療が連携した将来に不安のない安心な暮らしができるよう環境を整え、健康で安全・安心に暮らせる持続可能な島づくりを図ります。

(1) 健康づくりへの意識醸成と生涯現役の社会づくり

(2) 地域が連携して安全・安心な暮らしを実現

<具体的な事業>

- ・健康づくり事業
- ・健康増進事業
- ・宮古島市長寿大学
- ・地域包括支援センター包括的支援事業
- ・在宅医療・介護連携推進事業
- ・通いの場づくり事業

- ・ 特定健診事業
- ・ 保健指導事業
- ・ 空き家対策
- ・ 交通安全対策特別交付金
- ・ 無電柱化推進事業
- ・ 都市公園安全・安心対策事業
- ・ バリアフリー基本構想、バリアフリー特定事業計画
- ・ 複合型スポーツ振興、人材育成拠点施設整備事業
- ・ 自主防災組織の育成
- ・ 次期防災情報システム構築事業
- ・ 防犯対策事業
- ・ 地域拠点整備事業
- ・ 地域づくり支援事業補助金
- ・ 生活排水処理整備事業

など

オ 持続可能な地方創生を推進する事業

環境・エネルギーに関する実証事業のビジネスへの展開、情報通信基盤整備による情報通信環境の向上で島内全域での新産業の創出や企業立地を進めます。

地域における Society 5.0 の推進に向けて、情報通信基盤等の環境整備を進めつつ、未来技術の活用による地域課題の解決、地域の魅力向上を図ります。

- (1) 多様な人材が活躍できる地域社会を目指す
- (2) SDGs の推進
- (3) Society5.0 の実現に向けた技術の活用

<具体的な事業>

- ・ 「エコアイランド宮古島」推進事業
- ・ エコアイランド宮古島ブランド化推進事業
- ・ 電気自動車（EV）普及事業
- ・ 二酸化炭素排出抑制対策事業

- ・島嶼型スマートコミュニティ推進事業
 - ・ドローン、ICTを活用した外来種対策事業(仮称)
 - ・宮古島市地力増進事業
- など

※なお、詳細は第2期宮古島市総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

5,400,000千円（令和3年度～令和6年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

計画の進行管理については、各施策の効果を客観的に検証できるように、施策の展開ごとに重要業績評価指標（KPI）を設定します。また、設定した数値目標等を基に、実施した施策、事業の効果を毎年度9月に「宮古島市まち・ひと・しごと創生推進本部会議」より検証し、必要に応じて見直しを行います。検証結果は、速やかに市ホームページで公表します。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から令和7年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から令和7年3月31日まで